

設立趣旨書

1 趣旨

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。被害に遭った人は、それまでの日常生活が一変し、長期にわたって恐怖や屈辱、混乱といった様々な経験を余儀なくされます。しかし、このような性犯罪・性暴力の被害者に対して、我が国では十分なサポートを受けられる体制がまだまだ不十分で、被害者は自ら警察や医療機関、法律相談などで何度も同じことを繰り返し話さなくてはなりません。そのことで被害の再体験をすることになり、より深く傷つく可能性があります。このような問題を解決するために、内閣府は第4次男女共同参画基本計画で「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低1か所設置する」と閣議決定し、奈良県でも平成30年10月に“奈良県性暴力被害者サポートセンターNARA ハート”が開設されました。私たちは開設当初から性暴力被害者支援に携わってきましたが、行政の限られた枠の中では被害者をサポートしきれないという無念さを度々感じてきました。

そのため、私たちは平成31年4月に任意団体として「性暴力被害者のための自助グループ Me Too の会」を立ち上げ、自助会や個別相談、メール相談のほか、啓発活動として地域の勉強会で性暴力の基礎知識などの講演を行ってきました。一方、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)に基づき、令和2年から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、中でもワンストップ支援センターについては24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進など、性暴力被害者が相談につながりやすい体制整備を図るという方針が内閣府より示されました。

今回、当団体が法人として申請するに至ったのは、上記のような国の方針の中で、NARA ハートでの被害者支援と任意団体での活動を継続的に推進していくことで、より自由度の高い被害者支援ができるという観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの方々に性暴力被害者支援の必要性に賛同していただきたいという点から、特定非営利団体として法人化するのが最適であると考えました。

法人化することによって組織を発展、確立することができ、行政では制度的に対応しにくい課題に対して、個々人の専門性を生かした、より柔軟でより専門的な対応をすることができます。性暴力被害者の回復に向けたより質の高い様々な支援を提供し、啓発活動を通じて誰もが安心して暮らせる性暴力のない社会をめざすとともに、性暴力被害者だけでなく様々な原因で生き辛さを抱えた人の心の居場所の提供を事業の一つとして、地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

- 平成31年4月 「性暴力被害者のための自助グループ Me Too の会」立ち上げ
- 令和3年4月 フラワーデモ奈良2を主催し、以後月1回開催
- 令和3年7月 NPO設立検討委員会準備会開催
- 令和3年8月 第1回及び第2回 NPO 設立検討委員会開催
- 令和3年8月 特定非営利活動法人アットリンク奈良設立のための発起人会開催
- 令和3年9月 特定非営利活動法人アットリンク奈良設立総会開催

令和3年9月9日

特定非営利活動法人 アットリンク奈良
設立代表者 奈良県生駒市あすか野北3丁目6番11号
竹谷 栄美